

評議員の報酬並びに費用に関する規定

JAB S 056-2010 R.1

改1：2010年9月9日

制定日：2010年8月5日

公益財団法人 日本適合性認定協会

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人 日本適合性認定協会(以降、「本協会」という。)定款第20条の規定に基づき、評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 報酬とは、その名称の如何を問わず、評議員の職務執行の対価として支給されるものであり、費用とは明確に区別されるものとする。

2. 費用とは、評議員の職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(評議員の報酬)

第3条 評議員の報酬は、別表のとおりとする。

2. 報酬は評議員会出席毎の額にて設定する。
3. 個々の支給額は評議員会会長がこの規定に基づき決定する。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は評議員会出席の都度支払う。

(交通費、出張旅費)

第5条 評議員が本協会の業務で交通機関を使用、出張に出向いた場合は、本協会の出張及び旅費規則を適用する。

附則 この規定は、2010年8月5日に遡って施行する。

別表

- ・ 評議員会会長 50万円を超えない範囲
- ・ 評議員 25万円を超えない範囲

報酬限度額の対象期間は、定期評議員会終結時から翌年の定期評議員会の終結の時までとする。但し、2010年のみ同年7月1日からその後最初に開催される定期評議員会の終結の時までとする

公益財団法人日本適合性認定協会
〒141-0022 東京都品川区東五反田1丁目22-1
五反田ANビル3F
Tel.03-3442-1210 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします